法　　務

公証人任免

名古屋法務局所属公証人小**瀧**信は願により公証人を免ぜられた。

太田玲子は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人小**瀧**信の後任を命ぜられた。（以上一月十八日）（法務省）

公　　告

諸　事　項

宅地建物取引業法第67条に基づく公告

下記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定に基づき、その旨公告する。この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同法同条の規定に基づき、上記30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和８年１月29日

関東地方整備局長　橋本　雅道

1　商号　株式会社ＪＰビルド
2　代表者氏名　代表取締役　岩﨑　　豊
3　主たる事務所の所在地　東京都港区浜松町一丁目18番11号イマスオフィス浜松町３Ｆ
4　免許証番号　大臣（１）第10620号
5　免許年月日　令和６年２月28日

河川法に基づく工作物返還に係る公示

一級河川高梁川水系高梁川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却した工作物について、同条第４項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第５項の規定に基づき公示する。

令和８年１月29日

中国地方整備局長　杉中　洋一

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　①小型船舶（ＦＲＰ製）１隻　②小型船舶（ＦＲＰ製）１隻
2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
⑴　保管した工作物の放置されていた場所　①岡山県倉敷市連島町西之浦地先　②岡山県倉敷市連島町西之浦地先
⑵　当該工作物を除却した日時　①令和７年12月16日13時　②令和７年12月16日13時
3　当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
⑴　当該工作物の保管を始めた日時　①令和７年12月16日14時　②令和７年12月16日14時
⑵　保管の場所　岡山県倉敷市水江地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所高梁川水系高梁川河川区域内
4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課に申し出ること。

なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、河川法第75条第９項の規定に基づき当該工作物の返還を受ける者の負担とする。

5　問い合わせ先　岡山県岡山市北区鹿田町二丁目４番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所　占用調整課　電話086―223―5193

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告